

令和2年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

AMED 国際事業部

1. 研究内容及び審査の観点
 - 研究内容として、今年度の応募から共同研究相手国における SATREPS 事業関係者による医療行為を伴う提案を試行的に選考の対象とした（公募要領 50～51 頁）。
 - 審査項目・観点として、社会実装の計画と実現可能性の観点に対して従前より詳細な説明を要求することとした（公募要領 23 頁）。

2. SATREPS 対象国（共同研究相手国）
 - 今年度の対象国を公募要領 63 頁に示した。

3. 公募要領への追加項目
 - 各国からの要請数の制限を追記した（公募要領 8, 18, 64 頁）。
「なお、今年度は、外交的な配慮から一カ国からの要請数を最大 12 件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うことになります。」

 - 研究開発費の規模を予算の現状に合わせて修正した（公募要領 11, 16 頁）。
「1 課題当たり年間 9,000 万円程度（間接経費含む）
AMED：委託研究開発経費 3,200 万円程度/年
（最終年度 2,000 万円程度/年）（暫定期間：650 万円上限）
JICA：ODA 技術協力経費 6,000 万円程度/年」

 - 協力期間中の社会実装の実現可能性（フィージビリティ）確認、及び、それに基づく事業継続判断の実施について追記した（公募要領 39 頁）。
「加えて JICA は、研究協力期間の中間時点等で、社会実装計画の実現妥当性等について確認・レビューし、その実施状況に問題があると判断される場合は、その後の研究協力活動中止等の措置を行う場合があります。」

 - 安全管理における JICA 留意事項の追加（公募要領 48 頁）
「なお、JICA では、下記のウェブサイトにおいて、国別安全対策措置、国別安全対策マニュアル、注意喚起情報、安全対策研修の予定を提供しています。渡航する研究者は、これら安全対策情報を事前に収集するとともに、安全対策研修を受講するようにしてください。また、現地においては JICA 事務所の安全対策措置を遵守し、緊急連絡先・渡航情報の提出にもご協力ください。」

○JICA 国別安全対策情報 <https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

○JICA 安全対策研修 <https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html> 」

- JICA における不正行為等に対する措置の追加（公募要領 56 頁）
「研究代表機関や研究代表機関から委託を受けた研究機関が、JICA との事業契約の履行に関し不正な行為をした場合、反社会的勢力と関係を有した場合、JICA が定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反した場合などが判明した際は、JICA は研究代表機関に違約金を請求するとともに、研究代表機関との事業契約を解除することがあります。また、プロジェクトに参加する研究者等が、不正な行為（データの捏造・改ざん・盗用等を含むがこれに限らない）を行い、その事実を JICA が確認した場合、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に則り必要な措置を講じます。」

4. 研究開発提案書の書式

- 英文研究提案書を基本にしなが、過去の SATREPS 提案書にあった多くの部分を Annex-2 として復活させた。

公募要領（2019 年 9 月 18 日更新）における追記・修正点

※2019 年 9 月 10 日に「令和 2 年度公募要領」を公開しましたが、2019 年 9 月 18 日に公募要領を差し替えました。更新内容は以下の通りです。

- 「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」のウェブサイトを追記した（公募要領 10 頁）。
- プログラムの実施体制に「医療分野研究開発推進計画」ウェブサイトを追記した（公募要領 13 頁）。
- 代表機関と分担機関の役割の文言を修正した（公募要領 13 頁）。
- 応募資格者に「非営利公益法人技術研究組合」を追記した（公募要領 14 頁）。
- 選考の留意事項に「ICT を研究開発及び社会実装のツールとして積極的に活用することを奨励」を追記した（公募要領 17 頁）。
- 提案書類受付期間の注意点を追記した（公募要領 18 頁）。
「（注 3）提案書類受付期間終了後、研究開発代表者に対して、AMED が電子メールや電話等事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法

で速やかに回答してください（回答が得られない場合は当該提案が審査対象から除外される
ことがあります）

（注 5）提出書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。」

- 提案書類の提出：5）受付状況の確認 文言を修正した（公募要領 20 頁）。
- 必要な情報公開・情報提供等に関して追記した（公募要領 24 頁）。
「採択された個々の課題に関する情報（事業名、研究開発課題名、研究開発代表者の所属研究機関・役職・氏名、e-Rad 課題/研究者/研究機関番号、予算額、実施期間概要もしくは要約及び委託研究開発成果報告書（公開情報））は、整理・分類し AMED のウェブサイト、AMED 研究開発課題データベース（AMEDfind）及び AMED が協定等に基づく協力関係を有する研究資金配分機関等が運営する公的データベース（World RePORT 等）から公開します。加えて、申請された課題すべてについて、マクロ分析に必要な情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用するため、e-Rad を通して内閣府に提供されます。そのため、当該情報は AMED において分析し、その分析結果については、関係府省や研究資金配分機関等に提供され、公表される他、ファンディング情報のデータベース等に掲載される場合があります。そのため、課題採択後においても、各年度の研究成果情報（論文・特許等）、会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報等の e-Rad への入力をお願いします。」
- 委託研究開発費 直接経費に「ライセンス料」を追記した（公募要領 27 頁）。
- 委託研究開発費の計上：「なお、手形決済、相殺決済、ファクタリングは認められません」を追記した（公募要領 27 頁）。
- 研究倫理教材の名称が、「CITI」から「eAPRIN」に変更した（公募要領 32 頁）。
- 研究倫理プログラムの履修等：提出方法及び提出先を修正した（公募要領 33 頁）。
- 利益相反管理状況報告書提出先を修正した（公募要領 33 頁）。
- 利益相反の管理：お問い合わせ先を修正した（公募要領 33 頁）。
- 不正使用・不正受給の場合：「また、同様に関係府省においても公表することがあります」を追記した（公募要領 36 頁）。
- 採択の取り消し等について「採択において条件が付与された場合において、最終的にその条件が満たされなかった場合」、「公募における要件が満たされていなかったことが判明した場合 等」

を追記した（公募要領 36 頁）。

- 課題管理について「その際、研究開発課題を提案する前提となる重要な研究データ（実験含む）については、委託開発研究の契約以前に実施されたものであっても、進捗管理の観点で確認をすることがあります」を追記した（公募要領 38 頁）。
- AMED 知的財産コンサルタントによる支援内容について更新した（公募要領 44 頁）。
「AMED では、AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、知的財産戦略や導出戦略について、AMED 知的財産コンサルタントによる知財コンサルテーションを無料で実施しています。また、当該知財コンサルテーションの一環として、希望に応じて、得られた研究成果の的確な知財戦略策定のために、外部調査機関による先行文献調査等を無料で提供しています。さらに、全国各地の研究機関に AMED 知財リエゾンが直接出向き、AMED 知財コンサルタントと連携しつつ、得られた研究成果に対し、導出に向けた早期にコンサルテーションを可能とする体制を構築しています。AMED 知財リエゾン^{※1}は、具体的に、①研究開発の早期における適切な導出を目指した知財戦略アドバイス、②先行文献調査、市場調査、技術シーズの評価支援、③展示会・商談会等における適切な研究成果 PR シートの作成指導、等を行います。」
- e-Rad システムの操作方法 リンクを更新した（公募要領 46 頁）。

以上